

一般社団法人日本スポーツ法支援・研究センター 日本体育協会相談事業室規程

第1章 総則

(日本体育協会相談事業室の設置)

第1条 一般社団法人日本スポーツ法支援・研究センター（以下、「本センター」という。）は、公益財団法人日本体育協会（以下、「日体協」という。）からの委託に基づき、日本体育協会相談事業室（以下、「本事業室」という。）を設置する。

(組織)

第2条 本事業室には、本事業室担当理事、本事業室長及び事務局員を置く。

2 本事業室担当理事は、理事の中から、本センターの理事会で選任する。

3 本事業室長及び本事業室の事務局員は、本センターの理事会で選任する。
なお、本事業室担当理事と本事業室長とは兼務することができる。

4 相談員は、本事業室事務局（以下、「本事務局」という。）において、候補者を選任し、センターの理事会の承認を経て、本事業室長が委嘱する。

(業務)

第3条 本事業室は、以下の業務を行う。

(1) 事実聴取業務

日体協設置の「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」の相談者に対する事実関係の聴取（以下、「事実聴取」という。）

(2) アドバイス業務

日体協の加盟団体・準加盟団体（以下、「加盟団体等」という。）に対する事実調査等に関するアドバイス（以下、「アドバイス」という。）

第2章 事実聴取

(事実聴取の方法)

第4条 本事業室における事実聴取は、原則として担当相談員2名で行う。

- 2 担当相談員のうち、1名を主任とする。
- 3 相談員は、別に定める相談業務マニュアルに従い、事実聴取を行うものとする。

(相談員名簿)

第5条 本事務局は、本事業室における相談員の名簿（以下、「相談員名簿」という。）を作成し、これを本事務局に常備する。

- 2 相談員は、スポーツ法に精通する者でなければならない。

(担当相談員の選定及び解任)

第6条 日体協から相談案件の通知があったときは、本事業室長は、相談員名簿から、当該相談案件の担当相談員2名を選定する。

- 2 本事業室長は、選定した相談員につき担当させることが相当でないと判断した場合は、本センターの理事会の承認を得て、担当相談員を交代させることができる。

(担当相談員の報告義務)

第7条 担当相談員は、事実聴取後速やかに、本事業室長に対し事実聴取した内容を報告しなければならない。

- 2 本事業室長は、担当相談員の報告内容に関し疑義等がある場合は担当相談員に対し説明を求めることができ、この場合担当相談員は本事業室長に対し誠実に説明しなければならない。

第3章 アドバイス業務

(アドバイスの内容)

第8条 本事業室は、加盟団体等が行う事実調査等について、第三者・専門家とし

ての立場からアドバイスを行うものとする。

(アドバイスの方法)

第9条 アドバイスは、原則として、当該案件の担当相談員が行う。

(アドバイスの報告義務)

第10条 担当相談員は、アドバイス終了後速やかに、本事務局に対しアドバイスの内容を報告しなければならない。

2 本事業室長は、担当相談員の報告内容に関し疑義等がある場合は担当相談員に対し説明を求めることができ、この場合担当相談員は本事業室長に対し誠実に説明しなければならない。

第4章 相談員の守秘義務・報酬等

(守秘義務)

第11条 本事業室長、相談員及び事務局員は、事実聴取業務及びアドバイス業務その他本事業室の業務を通じて入手した秘密を他に漏らしてはならない。

2 相談員は、事実聴取業務又はアドバイス業務を終了後、本事業室長の指示に従い、相談者等から提供を受けた必要資料等を破棄し又は本事業室長に返還しなければならない。

(報酬)

第12条 相談員の報酬は、以下のとおりとする。

1 時間あたり金1万円（消費税別）。

ただし、相談1件につき原則として延べ10時間を上限とする。

(研修)

第13条 相談員は、本事業室長が実施する研修会又はガイダンスに参加しなければならない（以下、「研修義務」という。）。

2 本事業室長は、スポーツ法に特に精通していると認めた相談員については、研修義務を免除することができる。

附則 この規程は、2014年11月12日より施行する。